

連携施設に関する協定書（参考）

（※必要に応じて条項を追加・削除し使用すること）

旭川市が定める「旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年7月2日条例第48号）」第7条の規定による連携施設に係る協定に関し、●●法人○○▽▽園（以下「甲」という）と、小規模保育事業××園（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（保育の内容に関する支援）

- 第1条 甲は、乙の在籍児に対して、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の提供に関して必要な助言、その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 乙の在籍児は、甲の主催する行事等に参加できるものとする。
- 3 乙の在籍児が前項の行事等に参加する場合は、乙は行事開催日の○日前までに、参加人数、参加形態その他の必要事項について甲と協議するものとする。

（代替保育の提供）

- 第2条 甲は、乙の職員が病気、休暇等により保育を提供することができない場合は、代替保育（必要に応じ甲が乙に保育士を派遣し又は乙の在籍児童を甲で受け入れて提供する保育をいう。）を提供するものとする。
- 2 乙は、甲に保育士の派遣を依頼する場合、保育士1人につき1日当たり○○円を甲に支払うものとする。
- 3 乙は、在籍児童を甲で受け入れることにより代替保育の提供を受ける場合、受け入れを依頼する児童1人当たり日額○○円を甲に支払うものとする。

※ 受入を依頼する児童の歳児別に費用を設定することも可（参考）。

（例）乙は、在籍児童を甲で受け入れることにより代替保育の提供を受ける場合、受け入れを依頼する児童の年齢及び数に応じ、次の表に掲げる金額を甲に支払うものとする。

	対象児童	金額（児童1人当たり日額）
1	1歳未満の児童	1日当たり○○円
2	1歳以上2歳未満の児童	1日当たり○○円
3	2歳以上3歳未満の児童	1日当たり○○円
4	3歳以上の児童	1日当たり○○円

備考 年齢区分は、利用年度の初日の前日（3月31日）の満年齢による。（参考）

（保育の提供が終了した児童の受入れ）

- 第3条 甲は、乙による保育の提供が終了した児童の受入枠を一定数確保するものとする。

- 2 甲は、乙と協議のうえ、翌年度当初の甲への受入児童数を決定するものとする。
- 3 前項の協議は、毎年10月末までに行うものとする。

(第三者委託の禁止)

第4条 甲は、第2条に掲げる業務を、甲以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(経費の負担)

第5条 甲は、施設の連携に係る経費については、連携内容を提供した月の翌月〇日以降に、乙に請求するものとする。

- 2 乙は、甲から請求があった日から起算して〇(※参考：15又は30)日以内に前項の経費を支払うものとする。

(事故への対応)

第6条 第1条及び第2条に規定する業務における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として乙が責任を負う。

- 2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとし、甲乙いずれかから別段の意思表示がない場合は、更に〇年自動更新するものとする。

(協定の見直し及び解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。

- 2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めた場合は、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名し、押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 旭川市△△町■丁目■番■号
●●法人○○
理事長 ○○ ○○ 印

乙 旭川市△△町■丁目■番■号 (個人事業の場合)
××保育園
●● ●● 印

乙 旭川市△△町■丁目■番■号 (法人の場合)
××法人▲▲
理事長 □□ □□ 印